○内閣府令第三十三号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「広報室」の下に「並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官」を加え、同条第一項中「広報室」の下に「並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人」を加え、同条に次の二項を加える。

4　訟務対策官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関する事務を処理する。

5　サイバーセキュリティ・情報化企画官は、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する調査、企画及び立案を行う。

第二条の見出し中「財産被害対策室」の下に「及び国際室」を加え、「訟務対策官、」を削り、同条第一項中「財産被害対策室」の下に「及び国際室」を加え、「訟務対策官一人（検察官をもって充てるものとする。）、」及び「二人」を削り、「企画調整官」の下に「それぞれ」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

二　消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、消費者政策課の所掌事務のうち国際関係に係るものに関すること（財産被害対策室の所掌に属するものを除く。）。

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　国際室に、室長を置く。

第三条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第七条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「上席景品・表示調査官」の下に「及び課徴金審査官」を加え、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「上席・景品表示調査官」の下に「及び課徴金審査官それぞれ」を加え、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　課徴金審査官は、命を受けて、不当景品類及び不当表示防止法第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち課徴金納付命令に関する事務を行う。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百六十四条の九」を「第百六十四条の十」に、「第百六十四条の十」を「第百六十四条の十一」に改める。

第百二条第一項中「第百六十一条」を「第百六十一条第一項」に改め、同条第二項第三号中「第百六十一条ただし書」を「第百六十一条第一項ただし書」に改める。

第百七条に次の一項を加える。

4　海外において受けた診療、手当又は薬剤の支給（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとする者は、第一項の療養費請求書に、次に掲げる書類を添えて、組合に提出しなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第百十条第二項中「前条第一項」を「同条第四項中「療養費請求書」とあるのは「家族療養費請求書」と、前条第一項」に改める。

第百十三条第一項第十二号中「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」に改める。

第百五十四条中「第百五十六条の三第二項」の下に「、第百六十一条第二項」を加える。

第百六十一条に次の一項を加える。

2　前項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（組合が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。

第六章中第百六十四条の十を第百六十四条の十一とする。

第五章中第百六十四条の九の次に次の一条を加える。

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第百六十四条の十　組合は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金（法第百十四条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。次項において同じ。）の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

一　退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数

二　最近一年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額

三　最近一年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）

四　最近一年間における付与額及び利息の額の累計額

五　その他必要な事項

2　組合は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。ただし、その者が年金受給権者であるときは、この限りでない。